

自転車等駐車施設だけではなく、平面駐車施設の立体利用も考えられることから、将来の施設容量に不足が生じる駅周辺では検討が必要です。駐車施設の上に構造物を組み立て、上部に駐車場所を確保するほか、下図のように、地下式自転車等駐車施設と駐車施設の組み合わせも考えられます。

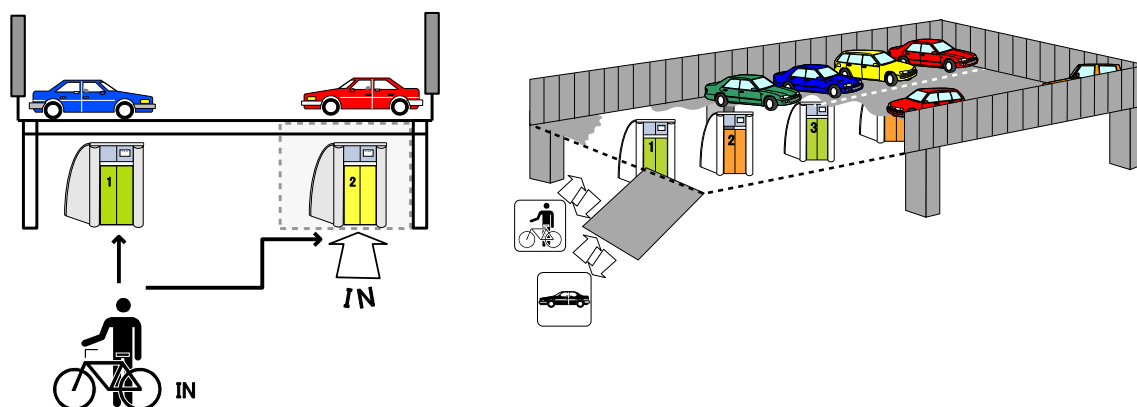


図 5 既存駐車施設の立体利用

自転車等駐車場用地の公有化の状況

現在、既存の自転車等駐車施設 41 箇所のうち 21 箇所が借地となっています。現時点では自転車等駐車施設の閉鎖が予定されていない施設でも、今後いつ土地の借用ができなくなるかわからないといった不安定な状況であることから、土地所有者と調整の上、積極的に土地の長期的確保及び施設の立体化を図っています。

【令和 7 年度目標値】に対する進捗状況

計画 1 長期賃貸借契約の締結：協議中

計画 2 定期借地権の活用：協議中

計画 3 既存施設の土地の公有化：20 施設を実施

【実施 20 施設】

- 仙川駅 ：調布市立仙川北自転車駐車場
- つつじヶ丘駅：調布市立つつじヶ丘北自転車駐車場
 つつじヶ丘駅西第 1 自転車等駐車場
 つつじヶ丘駅西第 3 自転車等駐車場
 調布市立つつじヶ丘南自転車駐車場
 つつじヶ丘駅南第 1 自転車駐車場
- 国領駅 ：調布市立国領北自転車駐車場
 調布市立国領西自転車等駐車場
 調布市立国領東路上自転車等駐車場
- 布田駅 ：調布市立布田東路上自転車等駐車場
- 調布駅 ：調布駅北第 1 自転車駐車場
 調布駅北第 2 自転車駐車場
 調布市立調布南第 1 自転車駐車場
 調布市立調布西第 1 路上自転車駐車場
 調布市立調布西第 2 路上自転車等駐車場
 調布市立調布東第 1 路上自転車等駐車場
 調布市立調布東第 2 路上自転車等駐車場
- 西調布駅 ：調布市立西調布南第 3 自転車等駐車場
- 飛田給駅 ：調布市立飛田給北自転車駐車場
- 京王多摩川駅：調布市立京王多摩川東オートバイ駐車場



図 6 調布市立国領東路上自転車等駐車場

計画4 既存施設の立体化：6施設を立体化

【実施6施設】

- 仙川駅 : 仙川駅東自転車等駐車場 (3,072台)
- つつじヶ丘駅 : つつじヶ丘駅南第1自転車駐車場 (620台)
- 調布駅 : 調布駅北第1自転車駐車場 (2,051台)
調布駅北第2自転車駐車場 (1,617台)
- 飛田給駅 : 調布市立飛田給北自転車駐車場 (1,300台)
- 京王多摩川駅 : 調布市立京王多摩川自転車等駐車場 (463台)

※調布駅南地下自転車駐車場の整備計画⇒代替自転車等駐車場の確保



図 7 調布駅北第2自転車駐車場

(2) オープンスペースへの自転車等駐車施設の設置

計画5 生産緑地の活用 《実施済み》

既存の自転車等駐車施設を有効活用しても容量が不足する場合には、駅周辺におけるオープンスペースへ新たに施設を設置します。オープンスペースは、駅から半径約200m以内に位置するもので、一定面積以上のものを対象とします。

生産緑地については、平成18年度に調布市立西調布南第4自転車等駐車場（※現在は調布市立西調布南第3自転車等駐車場）を生産緑地法による手続きを経て設置した経緯があり、また、一定面積を確保することが容易であることから、自転車等駐車施設容量の不足が生じるつつじヶ丘駅周辺を中心に積極的に活用します。

生産緑地とは、市街化区域内にある農地等で、以下に挙げる条件に該当する一団のもの区域で都市計画により定められたものです。

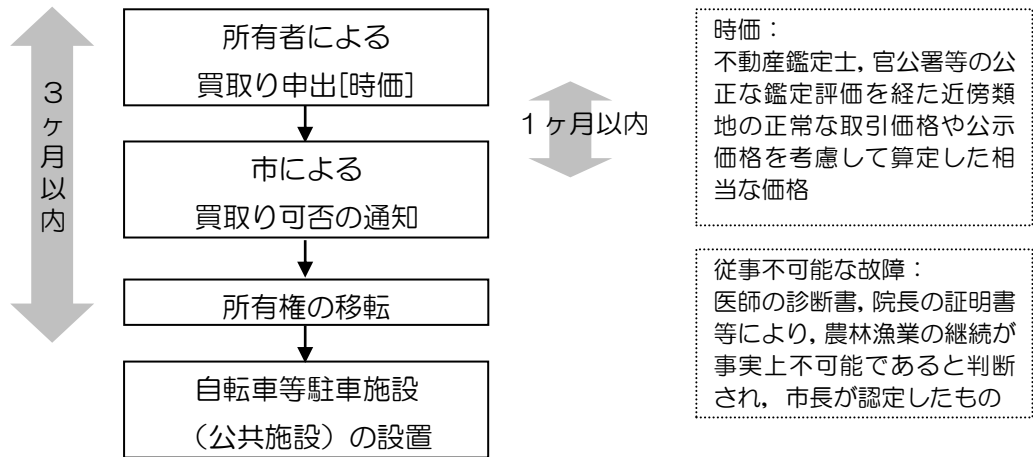
- ① 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している
- ② 面積が300㎡以上
- ③ 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるもの

生産緑地を活用し、自転車等駐車施設を設置する場合には、次のような条件があり、手続きが定められています。

生産緑地地区内に市が自転車等駐車施設（公共施設）の設置等に係る行為をする場合においては、地権者との協議が必要となりますが、当該用地に自転車等駐車施設を設置することができます。

また、都市計画決定告示の日から起算して30年が経過したとき、または、主たる従事者が死亡もしくは従事することを不可能にさせる故障に至った場合についても市が生産緑地を買い取り、自転車等駐車施設を設置することができます。（生産緑地法第10条及び第11条）

〈買取りにより自転車等駐車施設を設置するフロー〉



【令和7年度目標値】に対する進捗状況

計画5 生産緑地の活用：実施済み



図 8 つつじヶ丘駅南口西自転車等駐車場

(3)連続立体交差事業跡地への自転車等駐車施設の設置

計画6 連続立体交差事業跡地への自転車等駐車施設の設置検討 《実施済み》

平成24年8月、京王線連続立体交差事業によって、京王線の柴崎駅付近から西調布駅付近の約2.8kmと、京王相模原線の調布駅付近から京王多摩川駅付近の約0.9kmの区間の地下化が実現しました。国領駅、布田駅及び調布駅が地下化され、上部には新たな空間ができ、自転車等駐車を新規に設置しました。

【令和7年度目標値】に対する進捗状況

計画6 連続立体交差事業跡地への自転車等駐車施設の設置検討：実施済み

【実施6施設】

- ・国領駅：調布市立国領東路上自転車等駐車場（787台）
- ・布田駅：調布市立布田東路上自転車等駐車場（328台）
- ・調布駅：調布市立調布西第1路上自転車等駐車場（373台）
調布市立調布西第2路上自転車等駐車場（290台）
調布市立調布東第1路上自転車等駐車場（187台）
調布市立調布東第2路上自転車等駐車場（320台）

計：2,285台



図9 調布市立調布東第2路上自転車等駐車場

2 関係者による自転車等駐車施設の設置推進

(1) 鉄道事業者による自転車等駐車施設の設置推進への協力

計画7 鉄道事業者との自転車等駐車施設設置の協議 《実施済み》

調布市は、市内唯一の鉄道事業者である京王電鉄(株)の協力により、仙川駅、つつじヶ丘駅、調布駅及び京王多摩川駅周辺を借用し、自転車等駐車施設を設置しています。

また、連続立体交差事業跡地における自転車等駐車施設の設置についても、関係者と具体的な協議を行いながら、協働して上部空間の活用を検討し整備を行いました。

表 5 他の自治体における鉄道事業者からの借用面積と収容台数

(令和2年4月現在)

自治体名	借用面積		合計収容台数		
杉並区	無償	1,039.00 m ²	合計	5,880.00 m ²	4,873 台
	有償	4,841.00 m ²			
立川市	無償	0.00 m ²	合計	2,250.00 m ²	1,762 台
	有償	2,250.00 m ²			
府中市	無償	2,859.30 m ²	合計	3,322.84 m ²	3,384 台
	有償	463.54 m ²			

資料：各自治体ヒアリング

【令和7年度目標値】に対する進捗状況

計画7 鉄道事業者との自転車等駐車施設設置の協議：実施済み

【実施4施設】

		収容台数	借用面積
• 仙川駅	：仙川駅東自転車等駐車場	3,072 台	1,654.75 m ²
• つつじヶ丘駅	：つつじヶ丘駅南口西自転車駐車場	1,130 台	1,484.37 m ²
• 調布駅	：調布市立調布西第3自転車駐車場の一部	63 台	321.57 m ²
• 京王多摩川駅	：調布市立京王多摩川自転車等駐車場	463 台	542.82 m ²
	合計	4,705 台	4,003.51 m ²

出典：調布市資料



図 10 仙川駅東自転車等駐車場

(2)民間事業者による自転車等駐車施設の設置推進

計画8 補助制度の拡大 《短期計画》

計画9 補助対象施設の制限緩和 《短期計画》

原則的に、自転車等駐車施設を全て有料化することにより、民間事業者による参入の促進を図ることができます。また、補助制度を下記(案)のとおり見直し、条例等を改正します。

条例では、大規模施設を設置する際に自転車等駐車施設の建設を義務付けていますが、駅周辺では該当する規模の施設が少なく、今後もそのような施設が新設されることは予想しにくくなっています。小規模な店舗が集積している現状に合わせるため、商店街でも民間事業者が参入しやすくなるよう、条例及び条例施行規則で補助対象施設としている施設の制限を緩和します。

◇ 現行

<対象・条件>

- ・主として通勤、通学者の利用に供されるものであること。
- ・自転車を100台以上収容できること。
- ・利用者の安全が確保され、有効に駐車できる構造・設備を有すること。
- ・自転車等放置禁止区域内若しくはその付近又は自転車等駐車場が必要と認められる地域であること。

<補助額>

- ・平置き式一簡易舗装、フェンス囲、1台あたりの建設費10,000円
 - ・平置き式一簡易舗装、フェンス囲、屋根、ラック付、1台あたりの建設費35,000円
 - ・立体重層式一1台あたりの建設費62,000円
- 上記基準額を収容台数に乗じた額の1/4を補助

◇ 改正後(案)

<対象・条件>

- ・自転車等を50台以上収容できること。
- ・利用者の安全が確保され、有効に駐車できる構造・設備を有すること。
- ・自転車等放置禁止区域内若しくはその付近又は自転車等駐車場が必要と認められる地域であること。
- ・継続して5年以上運営されるもの。

<補助額>

- ・建設費の1/3以内を補助。但し、平置き500万円、立体自走式1,000万円を限度とする。

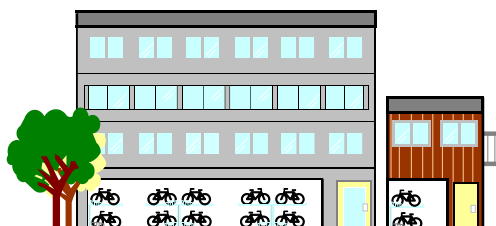


図 1 1 事務所や店舗兼住宅の1階を活用した例

表 6 隣接地域の民間補助対象・補助率（額）

	補助等対象	補助率（額）
狛江市	なし	—
三鷹市 累計実績 13件 計4,030台	<p>(1)一般市民の利用に供されるものであること</p> <p>(2) 鉄道駅から概ね 300m以内にあること</p> <p>(3) 駐車場に供する面積が、概ね 20 m²以上で、かつ、自転車等の収容能力が 40 台以上のものであること</p> <p>(4) 設置する施設が継続して 5 年以上運営されるものであること</p>	<p>(1) 駐車場の敷地に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額</p> <p>(2) 駐車場の新設、増設又は改築のために要する経費の3分の1に相当する額。ただし、500万円を限度とする。</p> <p>(3) 駐車場の整理等運営管理に要する経費で次に掲げるもの。</p> <p>ア 自転車等の収容能力が 40 台以上 200 台未満の駐車場については、1 日当たり自転車等整理員 1 人 3 時間分の別に定める賃金に相当する額を限度とする。</p> <p>イ 自転車等の収容能力が 200 台以上の駐車場については、1 日当たり自転車等整理員 2 人 3 時間分の別に定める賃金に相当する額を限度とする。</p>
世田谷区 累計実績 22件 計1,897台	<p>民営自転車等駐車場を設置しようとするもので、当該事業において他の補助金の交付を受けていないもの。</p> <p>条件：平置式 3 年または 5 年 立体自走式 7 年 立体機械式 10 年 以上運営</p>	<p>建設費の 1 / 3 以内。ただし、平置式 500 万円、立体自走式 1,000 万円を限度。</p>
府中市	なし	—
杉並区 累計実績 15件 計1,819台	<p>(1)自転車駐車場の位置が条例で定める放置禁止区域内にあること</p> <p>(2) 自転車駐車場の構造及び設備が、利用者の安全を確保することができ、自転車が有効に駐車できるものであること</p> <p>(3) 自転車の収容能力が、概ね 30 台以上ある自転車駐車場であること</p> <p>(4) 主として、通勤又は通学等のため、一般区民の利用する自転車を収容する施設であること</p> <p>(5) 当該自転車駐車場が、継続して 5 年以上運営されること</p>	<p>(1) 建設費 標準建設費（収容台数 1 台につき、単価 110,000 円を乗じて得た額）又は建設に要した経費のいずれか低い額の 2 分の 1 以内とし、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、補助金の交付限度額は 1,000 万円とする。</p> <p>(2) 管理費 自転車の年間駐車実績台数を供用した日数で除して得た台数又は収容台数のいずれか低い台数に単価 3,000 円を乗じて得た額とする。</p>
小金井市 1件 計198台	<p>民営自転車駐車場の新設又は増設に係る事業で、自転車等の放置防止に寄与するもの</p>	<p>自走式自転車駐車場の平面式で 3 年、立体式で 5 年、機械式で 10 年以上の補助事業を行うこと。</p>

資料：東京都 平成 30 年度「駅前放置自転車の現況と対策」

【令和 7 年度目標値】に対する進捗状況

計画 8 補助制度の拡大：未実施（実施に向けて検討中）

計画 9 補助対象施設の制限緩和：未実施（実施に向けて検討中）

(3) 商店街買い物客に対応した駐車場所確保のための対応

- | | | |
|-------|----------------------------|--------|
| 計画 10 | 施設所有者の附置義務強化 | 《短期計画》 |
| 計画 11 | 附置義務対象施設の拡大 | 《短期計画》 |
| 計画 12 | 商店街による調布市自転車等駐車施設（有料）の借用協議 | 《実施済み》 |
| 計画 13 | 道路上等への有料自転車等駐車施設設置の検討 | 《長期計画》 |

計画 10 施設所有者の附置義務強化 ・ 計画 11 附置義務対象施設の拡大

調布市では、駅周辺における大規模な開発行為だけでなく小規模な開発行為にも対応できるように、附置義務の対象となる施設を拡大します。そこで、下記（案）のとおり自転車等駐車施設の設置基準を見直し、条例等を改正します。

◇ 現行

○対象 下記施設の新築及び増築時

- ・遊技場等
規制対象面積：300㎡を超えるもの
店舗面積に対して：15㎡毎に1台
 - ・百貨店、スーパーマーケット、その他の大規模小売店舗
規制対象面積：400㎡を超えるもの
店舗面積に対して：20㎡毎に1台
 - ・銀行等金融機関
規制対象面積：500㎡を超えるもの
店舗面積に対して：25㎡毎に1台
- 強制力：義務付・措置勧告

◇ 改正後(案)

○対象 下記施設の新築、増築、施設改修及び用途変更発生時

- ・遊技場等
規制対象面積：150㎡を超えるもの
店舗面積に対して：10㎡毎に1台
 - ・百貨店、スーパーマーケット、その他の大規模小売店舗
規制対象面積：200㎡を超えるもの
店舗面積に対して：20㎡毎に1台
 - ・銀行等金融機関
規制対象面積：250㎡を超えるもの
店舗面積に対して：25㎡毎に1台
- 強制力：義務付・措置勧告

計画 12 商店街による調布市自転車等駐車施設（有料）の借用協議

放置自転車は減少傾向にありますが、一部の駅ではスーパーマーケットなどの店舗前の道路上に一時的に駐車する人がいます。商店街に面した歩道等を長時間占有され、歩行者等の通行の妨げとなっており、調布市では問題解決に向け、商店街周辺に設置された調布市立有料自転車等駐車施設の一部を商店街等に有償で貸与することについて、商店街等と協議します。

計画 13 道路上等への有料自転車等駐車施設設置の検討

道路法施行令の改正により、道路上への自転車駐車場の設置が平成 17 年 4 月から、また、原動機付自転車及び自動二輪車駐車場の設置が平成 19 年 1 月から、道路幅員等の規制はありますが可能となりました。

公安委員会等と協議を行い、道路上への駐車施設設置について、検討を開始します。

【令和 7 年度目標値】に対する進捗状況

計画 10 施設所有者の附置義務強化：未実施（実施に向けて検討中）

計画 11 附置義務対象施設の拡大：未実施（実施に向けて検討中）

計画 12 商店街による調布市自転車等駐車施設（有料）の借用協議：過去に 2 施設実施
【過去実施 2 施設】

- 平成 24 年 8 月～平成 28 年 9 月：15 台 調布市立調布南自転車駐車場
- 平成 20 年 6 月～平成 28 年 9 月：70 台 調布市立調布南自転車駐車場

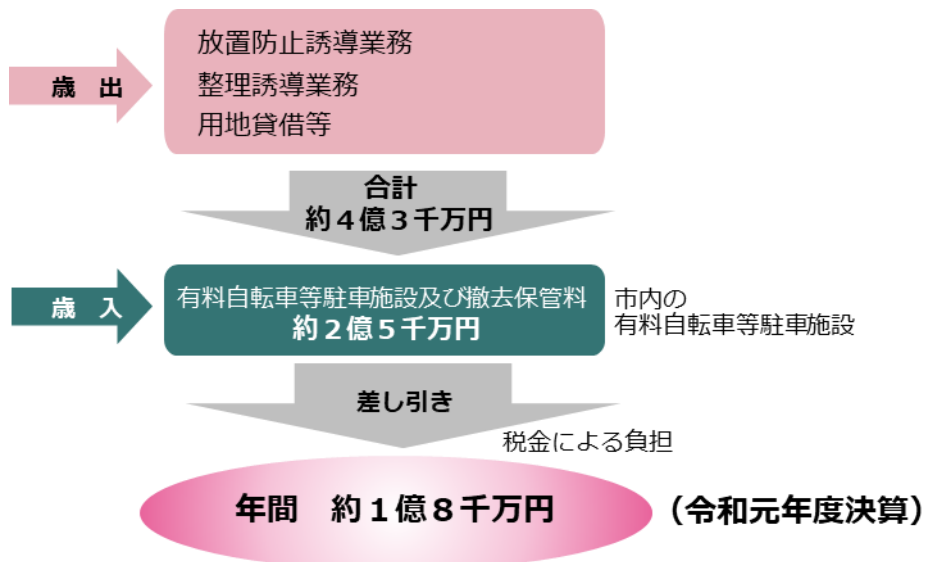
計画 13 道路上等への有料自転車等駐車施設設置の検討：検討中

3 施設の運営管理の適正化

計画 14	市内全施設の有料化	《長期計画》
計画 15	利用者のニーズに応える幅広い料金制度の導入	《実施済み》
計画 16	無人式 24 時間管理システムの導入検討	《実施済み》
計画 17	満空情報システムの導入検討	《長期計画》

調布市では、駐車環境の維持・向上のため、既設自転車等駐車施設の整理誘導業務、用地貸借等や違法駐車対策のため、自転車の撤去や整理等に要する費用として約4億3千万円を支出しています。

一方、歳入は、自転車等駐車場使用料等で、年間約2億5千万円であることから、年間約1億8千万円を税金で補っています。



計画 14 市内全施設の有料化

市内 41 箇所の自転車等駐車施設のうちほとんどが有料化されていますが、つつじヶ丘駅周辺と西調布駅周辺では無料施設が残っています。

今後については、駐車施設の容量確保がされた駅周辺から随時施設の有料化を図り、原則的に市内全ての施設を有料化します。

適正な自転車利用は、駐車施設の整備費など自転車等駐車対策費用の軽減につながり、また、有料化により使用料をいただくことは受益者負担による公平な行政運営となります。さらに、恒久的な駐車施設設置のための借地の買上げや、利用・駐車マナーの向上といった効果も期待されます。

《有料化の手順》

原則的に市内全ての自転車等駐車施設を有料化しますが、次のような条件が整った地域から順次有料化していきます。

- ① 権利者の承諾を得た地域、あるいは、長期間使用が可能となる用地を確保できた地域
- ② 既存施設の立体化などにより、概ね駅周辺の収容可能台数が確保できた地域
- ③ 連続立体交差事業や各駅周辺の街づくりの動向に合致している地域
- ④ 施設整備時における利用者に配慮した工事工程の調整や、工事期間中の代替地が確保できた地域
- ⑤ 施設の位置、構造による料金の細分化など、利用者を分散・誘導する利用率などを検討した地域

計画 15 利用者のニーズに応える幅広い料金制度の導入

現行（平成 20 年 3 月時点）の料金体系は、屋根の有無にかかわらず同一料金であり、契約期間は最長で 3 ヶ月までとなっていたことから、基本料金（自転車・地下及び 1 階）は周辺自治体の状況も参考に、利用者のニーズに応えた細分化を図り、施設の構造に沿った料金表としました。また、6 ヶ月契約の新設や学生及び長期契約に対する割引率の拡大、市民以外の利用者料金の追加などについても実施しました。

《実施方針》

- ① 施設の構造による料金の細分化
- ② 長期（6 ヶ月）契約の新設
- ③ 学生、長期契約に対する割引率の拡大
- ④ 市民以外の利用者の料金を追加
- ⑤ 商店街における買い物などの短時間利用者が利用しやすいよう、時間制料金を追加

◇ 改正後

・定期利用

車種	駐車場所	屋根の有無	区分	1ヶ月 (円)	3ヶ月 (円)	6ヶ月 (円)
自転車	地階 又は1階	有	市内	2,000	5,700	10,800
			市外	2,200	6,300	12,000
		無	市内	1,500	4,200	7,800
			市外	1,700	4,800	9,000
	2階	有	市内	1,600	4,500	8,600
			市外	1,800	5,100	9,800
	屋上	無	市内	700	1,900	3,400
			市外	900	2,500	4,600
原動機付自転車	—	有	市内	3,000	8,500	16,200
			市外	3,200	9,100	17,400
		無	市内	2,500	7,000	13,200
			市外	2,700	7,600	14,400
自動二輪車	—	無	市内	4,000	11,300	21,300
			市外	4,200	11,900	22,500

備考

- この表において「市内」とは、次の各号のいずれかに該当する者が使用する場合の区分をいう。
 - 市内に住所を有する者
 - 市内に事業所を有し、又は勤務する者
 - 市内の学校（専修学校及び各種学校を含む。）に在学する者
- この表において「市外」とは、前項各号に掲げる者以外の者が使用する場合の区分をいう。
- この表の自転車の項の使用料の額（以下「標準使用料額」という。）は、駐車場から当該駐車場の最寄りの駅までの距離に応じて、規則で定めるところにより標準使用料額に100分の120を乗じて得た額から標準使用料額に100分の80を乗じて得た額までの範囲内で増減させて定めることができる。

・日ぎめ・時間貸し利用

使用区分	車種	使用料額 (円)
日ぎめ使用	自転車	100
	原動機付自転車	200
	自動二輪車	300
時間ぎめ使用 (12時間)	自転車※	100
	原動機付自転車	200
	自動二輪車	300

※ この表において自転車の時間ぎめ使用は入庫後90分無料

◇ 改正後(案)

《商店街利用者を対象とした時間制料金》

車種	時間制
自転車	駐車施設の位置、規模及び利用料金等については、近隣商店街等利用者の状況を確認しながら検討する。
原動機付自転車	

表 7 隣接地域の自転車等駐車施設利用料金

	利用料金			
狛江市	定期利用：1か月 1,980～2,200円 一時利用：1日 8～10時間ごと100円			
三鷹市	定期利用：月 1,500～2,800円 日 150円 一時利用：入庫から2時間まで無料、以降4～8時間ごとに100円			
世田谷区	世田谷区自転車条例		世田谷区立レンタルサイクルポート条例	
		自転車	原付	自転車
1か月	1,300～2,000円	2,500～3,000円		1か月 一般 3,000円 学生 2,700円 1日利用 300円
※1日利用は1回当たりの料金				
府中市		自転車	原付	自二
1か月(定期)	800～2,000円	2,500円	3,000円	
一時利用	100円	150円	200円	
川崎市	利用の種類	対象自転車等の種類	金額	
一時利用	1日1回	自転車	200円	
		原動機付自転車及び対象自動二輪車	300円	
定期利用	1箇月	自転車	3,400円	
		原動機付自転車及び対象自動二輪車	5,100円	
	3箇月	自転車	9,600円	
		原動機付自転車及び対象自動二輪車	14,400円	
時間利用	1回	自転車	2時間以内は、無料とし、2時間を超える場合にあっては、利用を開始してから24時間までごとに500円	
		原動機付自転車及び対象自動二輪車	2時間以内は、無料とし、2時間を超える場合にあっては、利用を開始してから24時間までごとに750円	

資料：東京都 平成30年度「駅前放置自転車の現況と対策」、川崎市 web サイト